

地震によるきのこ栽培被害における技術対策について

平成 26 年 11 月 23 日
農業技術課

余震の状況を見ながら、安全に配慮して以下の対策を行う。

1 倒壊・落下等の被害を受けた栽培ビンの対応

(1) 培養期の栽培ビン

- ① 散乱したビンは、可能な限り、培養日数の近いもの同士をコンテナに集めて入れ、積み直す。
- ② 菌回りが完了していない培養ビンでキャップが外れたものは、二次的な害菌汚染を引き起こす危険性があるので、原則的には掻き出し処分とする。
- ③ 倒壊・落下による物理的衝撃を受けた培養ビンは培地の偏りや隙間が生じ、害菌汚染の被害を受けやすくなっている場合があるので、培養状況の確認を継続して行う。
害菌汚染が確認された場合は被害ビンをハネ出し、直ちに殺菌してから掻き出し処分する。
- ④ パレット上で安定性を欠いた状態で積み上がっている培養ビンは崩れる危険性があるので、倒壊に注意して積み直す。

(2) 生育期の栽培ビン

- ① 棚や台車などから落下したビンのきのこは床上のゴミなどに接触した危険性があるので、廃棄処分する。
- ② 栽培室内の天井や壁、生育棚、蛍光灯、配管等の施設・設備に被害が発生した場合、破損した破片等がきのこに付着・混入している危険性があるので、処分することを原則とする。

(3) 栽培を継続する栽培ビン

- ① 倒壊・落下による物理的衝撃を受けた栽培ビンは、その後の生育に影響が出てくることも考えられるので、生育状況の確認を継続して行う。
- ② 生育にバラツキが生じてきた場合は、栽培ビンを可能な限り入れ替えて生育ステージを揃え、適期管理を心掛ける。
- ③ 発生不良、生育不良の栽培ビンは早期に抜き取り、廃棄処分する。

2 施設内の浄化対策

- ① 床に散乱した培地やきのこをできるだけホコリが舞い上がらないように取り除いた後、洗淨あるいはモップ等で拭き取る。
- ② 作業に当たっては、チリやホコリ等による健康被害も心配されるため、必ず防塵用のマスクを着用する。
- ③ 清掃によって回収された培地やきのこの中に、破損したビンやキャップ、コンテナ等の破片が混入している場合、通常の廃オガ置き場に廃棄することはできない。処分に際しては、市町村あるいは JA に問い合わせ、その指示に従う。
- ④ 床やパレット等の除菌は次亜塩素酸ナトリウム 1000 倍液あるいは 70% エタノールで行う。
- ⑤ 除去しきれなかった培地等の残渣は害菌汚染の発生源となるので、浄化後も雑菌が繁殖していないかを継続して監視する。
- ⑥ 施設内の害菌汚染が心配されるようであれば、農業改良普及センターや JA の担当者に相談する。農業改良普及センターでは、必要に応じて落下菌や付着菌の検査を行うこととしている。
- ⑦ きこの栽培施設の環境浄化（クリーン化）は、栽培しているきのこがないときに行うことを基本としている。従って、培養中を含め、栽培中のきのこがある場合、施設の浄化は拭き取りが原則となる。

3 設備・機器の確認

- ① 給油タンクやパイプに油漏れがないか確認し、問題があれば直ちに修繕する。
- ② 水道管や給水パイプ、ドレイン等に水漏れがないか確認し、問題があれば直ちに修繕する。
- ③ 冷凍機、ボイラー等機器類に異常がないか確認し、問題があれば直ちに修繕する。

4 停電時の対応

- ① 電源のブレーカーを切り、電気が供給されるまでに電線に断線等がないかを確認する。電気の供給が再開されたら、空調機等に異常がないことを確認してからブレーカーを入れる。
- ② 室内の温度、湿度、二酸化炭素濃度の状況を見ながらドア換気を行う。
- ③ 培養室の温度が高くなり高温障害が危惧される場合、きのこの菌糸が伸長した培養中期以降のものは、応急的に放熱を促進するため通路等に出す。
- ④ 停電で培地が高温となったものは、停電復旧後、直ちに培養室内の空気を積極的に動かして培地の冷却を促進する。
- ⑤ 停電で室内の二酸化炭素濃度が高くなった場合は、室内が適正な濃度となるまで換気時間を多めに確保する。